

ウ 厚生労働大臣の事務とすることについて

① 都道府県の状況

養成施設の指導監督を厚生労働大臣の事務とすることについて、立入検査を行っているすべて21件（100.0%）の都道府県が「賛成」としている。なお、「賛成」としながらも、2件（9.5%）が「問題あり」としており、その理由として、

- ・養成施設の実態を把握できなくなるをあげている。

② 厚生局の状況

厚生局においては、3件（37.5%）が「問題あり」とし、その理由として、

- ・厚生局はブロック機関であり、また、都道府県に支所を持たないため指定審査に手間がかかる
- ・都道府県の関心が薄れる。
- ・軽微な対応まで国に求められる。
- ・厚生局の大幅な増員が必要となる。
- ・都道府県等の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県等の反発が予想される

をあげている。

